

議案第 1 1 号

協議項目 2 5 「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、  
企画総務部会の所管する事務事業について

協議項目 2 5 「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、企画総務部  
会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 1 月 3 0 日提出

太田市・尾島町・新田町合併協議会  
会 長 清 水 聖 義

企画総務関係のうち下記事業については、事務事業一元化の基本的な考え方  
のもとに、次のとおり調整する。

1 . 国際姉妹友好都市の取扱い

( 1 ) 国際姉妹友好都市に関する事

国際姉妹友好都市については、それぞれの経過を踏まえ、現行のとお  
り継続する。

( 2 ) 都市間交流に関する事

国内親善都市、姉妹友好都市については、それぞれの経過を踏まえ、  
現行のとおりに継続する。

2 . 表彰謝意の取扱い

( 1 ) 功労者に関する事

対象者等を含め新市移行後速やかに制度を創設する。

( 2 ) 徳行者に関する事

対象者等を含め新市移行後速やかに制度を創設する。

3 . 名誉市町民の取扱い

名誉市町民は新市において継続し、新たな推挙については礼遇等含め新  
市において制度化する。

#### 4. 広報関係の取扱い

##### (1) 広報紙に関すること

エリアの拡大等に対応するため、太田市の例により原則として新聞折込みによる配布とする。その他については、新市において調整する。

##### (2) 行政情報番組に関すること

東毛地域合併協議会	太田市・尾島町・新田町合併協議会
コミュニティ放送については、放送の継続を前提とする。エリア拡大等の諸問題については、新市において協議する。	コミュニティ放送については、放送の継続を前提とする。

#### 5. 首長の資産公開等の取扱い

首長の資産公開については、現行のとおりとし、閲覧については制限を設けないものとする。

#### 6. 指定金融機関の取扱い

東毛地域合併協議会	太田市・尾島町・新田町合併協議会
指定金融機関・指定代理金融機関については合併時に統一する。 その他、2市2町が指定している全ての金融機関を収納代理金融機関として指定する。 ただし、収納代理郵便管署は本庁舎所在地局の郵便局を加入者払出局及び払込局で認可を受ける。	指定金融機関については現行のとおりとする。 その他、1市2町が指定している全ての金融機関を収納代理金融機関として指定する。 ただし、収納代理郵便管署は本庁舎所在地局の郵便局を加入者払出局及び払込局で認可を受ける。

#### 7. 広域行政の取扱い

東毛地域合併協議会	太田市・尾島町・新田町合併協議会
各種協議会、同盟会等の広域行政団体については、現行のとおり存続することを基本とし、太田地区都市開発推進協議会、桐生広域振興推進協議会については、廃止の方向で検討する。	各種協議会、同盟会等の広域行政団体については、現行のとおり存続することを基本とし、太田地区都市開発推進協議会については、廃止の方向で検討する。

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)		関係項目	1 . 国際姉妹友好都市の取扱い(その1)	
項 目	現 況		新市の取扱い		
	太田市	尾島町	新田町		
(1)国際姉妹友好都市に関する事	<p><b>【国際姉妹友好都市】</b></p> <p>(1) 提携都市名 アメリカ合衆国カリフォルニア州 バーバンク市</p> <p>(2) 提携都市の概要 人口 10万人 面積 44.37km<sup>2</sup></p> <p>(3) 提携の経過 太田市も国際姉妹都市を持つという声は議会を始め各方面から挙がり、検討委員会を組織し検討を重ね、国際親善都市連盟や南カリフォルニア州群馬県人会等を通じてバーバンク市にアプローチし提携した。</p> <p>(4) 提携年月日 昭和59年2月14日</p> <p>(5) 活動状況 バーバンク市交換学生派遣事業 目 的：バーバンク市へ中・高校生を派遣し、研修を通じて国際理解と国際親善に貢献できる積極的で行動力のある学生の育成。 対象者：本人または保護者が市内に在住する中学生と高校生 概 要：派遣学生を公募により選考し、約2週間派遣する。宿泊はホームステイで、市内や周辺地域の見学や体験などを通して学生同士の交流も行う。 派遣期間：7月下旬から約2週間 派遣学生：12名 個人負担：110,000円(14年度) バーバンク市交換学生受入事業 目 的：バーバンク市から交換学生を受け入れ、学生・市民との交流や日本の生活・文化などを体験させることにより両市の友好交流の一層の促進を図る。 概 要：学生を約2週間受け入れ、市内や周辺地域の見学、市内高校への体験入学などを行い、学生や市民との交流を行う。宿泊はホームステイで、ホストファミリーは公募により決定する。</p>				<p>国際姉妹友好都市については、それぞれの経過を踏まえ、現行のとおり継続する。</p>

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	1 . 国際姉妹友好都市の取扱い(その 2)	
項 目	現 況			新市の取扱い
	太田市	尾島町	新田町	
(1)国際姉妹友好都市に関する事	<p><b>【国際姉妹友好都市】</b></p> <p>(1) 提携都市名 アメリカ合衆国インディアナ州 グレイターラフィエット</p> <p>(2) 提携都市の概要 人口 20万人 グレイターラフィエットは、ラフィエット市、西ラフィエット市、ティピカヌー郡を併せた総称で特に西ラフィエット市は、全米屈指の総合工科大学であるパデュー大学の所在地で学生数は3万人を超える。</p> <p>(3) 提携の経過 富士重工といすゞ自動車の合併会社「S I A」がラフィエット市に進出したことが縁で交流が始まり、5年間の交流経過を踏まえ姉妹都市提携を行った。</p> <p>(4) 提携年月日 昭和63年10月25日 覚書調印 平成5年10月7日 姉妹都市提携調印</p> <p>(5) 活動状況 グレイターラフィエット交換教師派遣受入事業 目 的：本事業は、S I Aの社会貢献プログラムによって実施されており、交換教師受入派遣により、相互の教育事情を研修し、地域の教育に生かす。 概 要：6月にラフィエット市等から教師3名を約2週間受け入れ、小中学校等において日本の教育システムや専門分野について研修を行う。また、8月中旬の約10日間、太田市から2名の教師を米国インディアナ州ラフィエット市等に派遣し、国際感覚を身に付け英語の研修を行うとともに、アメリカの教育事情を研修する。 金 額：H15予算額(千円) 200千円 英会話スクール学生派遣事業 目 的：中高生をラフィエット市等に派遣し、ホームステイや現地の学校を体験させるなどして、英語力の向上、異文化体験及び親善交流を行う。 概 要：3月下旬から4月上旬の春休み期間中の10日間、中高生13名をラフィエット市等に派遣し、ホームステイや学校生活を体験する。 金 額：H15予算額(千円) 3,185千円 H14は国際情勢の悪化により事業を中止した。</p>			

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	1 . 国際姉妹友好都市の取扱い(その3)	
項 目	現 況			新市の取扱い
	太田市	尾島町	新田町	
(1)国際姉妹友好都市に関する事	<p>(1) 提携都市名 中華人民共和国遼寧省營口市</p> <p>(2) 提携都市の概要 人口 2 2 0 万人 面積 5 4 0 2 k m<sup>2</sup></p> <p>(3) 提携の経過 昭和 59 年三洋電機(株)との企業合作により来日中の營口市代表団から、当時の三洋電機黒河副社長の紹介により友好都市提携の申し出があり、その後、營口市側代表団と交流を行い、合意に達し友好都市の提携を行なった。</p> <p>(4) 提携年月日 昭和 6 2 年 9 月 2 6 日</p> <p>(5) 活動状況 事業名：各種代表団の相互交流事業 目 的：各種代表団の相互交流により、一層の交流促進を図る。 概 要：市政府代表団を受入れ市内施設、近隣地域の視察や友好交流に関する協議を行う。また、太田市からも市長を始めとする代表団や市議会議員、各種経済団体、市民団体が營口市を訪問して友好交流を行っている。 事業名：各種研修生受入事業 ア．營口市農業研修生受入事業 目 的：農業研修生を受入れ、農業分野における交流を促進し、益々の友好親善を深める。 概 要：1 名の研修生を受入れ、太田市農業振興公社において実務研修や技術研修を行なう。 受入期間：平成 1 4 年 8 月~平成 1 5 年 3 月 滞在費用(部屋代・光熱水費・生活用品)、研修手当(80,000 円/月)、傷害保険を負担。 イ．營口市料理技能生受入事業 目 的：調理師を受け入れることにより、中華料理を通して市民交流を行う。 概 要：營口市から調理師 2 名を受け入れて、市役所のレストランで本場の中華料理を市民に味わっていただく。 受入期間：平成 1 5 年 9 月~平成 1 6 年 8 月 滞在費用(部屋代・光熱水費・生活用品)、給料(10 万円/月、残業手当)、保険等をニューかいかで負担。 友好校の交流事業 平成 3 年 3 月 3 1 日付で營口市と友好校提携に関する議定書を確認し、西中と第一中、南中と師範付属中、太田小と建設小、中央小と実験小の太田市と營口市の小中学校各 4 校、併せて各 8 校が交流を行っている。</p>			

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	1 . 国際姉妹友好都市の取扱い(その 4)		
項 目	現 況			新市の取扱い	
	太田市	尾島町	新田町		
(2)都市間交流に関する事	<p><b>【国内姉妹都市】</b></p> <p>(1) 提携都市名(国内姉妹都市) 愛媛県今治市 人口 117,694 人 (平成 15 年 4 月 30 日現在) 面積 74.84 k m<sup>2</sup> 主な産業 タオル、造船、食品 名物 鯛料理、焼き鳥</p> <p>(2) 提携年月日 平成 1 4 年 4 月 4 日</p> <p>(3) 提携の経過 新田義貞公と脇屋義助公のゆかりにより平成 1 1 年 5 月今治で開催された南北朝歴史サミットに参加しその後交流を深め、国内姉妹都市提携を行った。</p> <p>(4) 活動状況 ・教育交流事業(スポーツ、芸術文化、青少年) ・物産交流事業 ・議会交流事業 ・太田市にタオルファクトリーいまばりの開設(平成 1 5 年 4 月)</p>	<p><b>【国内友好都市】</b></p> <p>(1) 提携都市名(国内友好都市) 青森県弘前市 人口 174,676 人 (平成 15 年 8 月 1 日現在) 面積 273.81 k m<sup>2</sup> 主な産業 観光事業(弘前ねぶたまつり、さくらまつり) 名物 りんご</p> <p>(2) 提携年月日 平成 3 年 1 1 月 2 5 日</p> <p>(3) 提携の経過 津軽藩の飛び地(2 千石の領地)の中心地が尾島町の大館で 3 代藩主津軽信義がこの地で生まれたことなどから友好都市を提携した。</p> <p>(4) 活動状況 ・教育交流事業(スポーツ) ・まつり交流 ・物産交流 ・農業委員会交流 ・議会交流 ・市民交流</p>			国内親善都市、姉妹友好都市については、それぞれの経過を踏まえ現行のとおりに継続する。

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	2 . 表彰謝意の取扱い(その1)	
項 目	現 況		新田町	新市の取扱い
	太田市	尾島町		
(1)功労者に関する事	<p><b>【功労者表彰】</b></p> <p>(1) 目的 市民の模範とすべき功労者及び徳行者を表章して、その功績を顕揚するとともに本市自治、産業、文化の振興並びに市民福祉の増進、民生の安定向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 ・ 8年以上市長・市議長の職にあった者 ・ 10年以上教育委員、監査委員、選管委員、区長等の職にあった者 ・ 15年以上条例に基づく委員長の職にあった者 ・ 市の産業、教育文化、社会福祉の発展に多年にわたり貢献し、功績顕著な者 ・ 災害等に際し、自己の危難をかえりみず被害の防除に努めて、公衆の利益を図り功績顕著な者</p> <p>(3) 表彰の方法 表彰状、功労章、記念品 * 再表彰については功労章は贈らない</p> <p>(4) 表彰の時期 毎年5月に定期的に行うほか、必要に応じ御新行ものとする。</p> <p>(5) 根拠法令 太田市功労者及び徳行者表彰規則 (昭和46年規則第13号)</p>	<p><b>【功労者表彰】</b></p> <p>(1) 目的 町民の模範とすべき功労者・善行者を表章して、その功績を顕揚するとともに本町自治、産業、文化、スポーツの振興並びに町民福祉の増進、民生の安定向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 ・ 町の公益に関し功績顕著な者 ・ 議員、区長等の非常勤特別職で通算15年以上在職し満60歳以上の者 ・ 特別職として3期在職しかつ、満60歳以上の退職者 ・ 町職員又は特別職として15年以上勤務し、満65歳以上の者</p> <p>(3) 表彰の方法 表彰状、功労章</p> <p>(4) 表彰の時期 毎年11月に定期的に行うほか、必要に応じ御新行ものとする。</p> <p>(5) 根拠法令 尾島町功労者表彰規則(昭和49年規程第4号) 尾島町産業功労者等表彰規則</p>	<p><b>【功労者表彰】</b></p> <p>(1) 目的 町民の模範とすべき功労者及び徳行者を表章して、その功績を顕揚するとともに本町自治、産業、文化の振興並びに市民福祉の増進、民生の安定向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 ・ 8年以上町長・議員の職にあった者 ・ 10年以上教育委員、監査委員、選管委員、区長等の職にあった者 ・ 法令又は条例に基づく執行機関の附属機関の委員等の職にあった者(15年以上) ・ 町の産業、教育文化、社会福祉の発展に多年にわたり貢献し、功績顕著な者(目安として15年以上) ・ その他公衆の利益を図り功績顕著な者</p> <p>(3) 表彰の方法 表彰状、功労章、記念品 * 再表彰については功労章は贈らない</p> <p>(4) 表彰の時期 毎年5月に定期的に行うほか、必要に応じ御新行ものとする。</p> <p>(5) 根拠法令 新田町功労者及び徳行者表彰規則 (昭和59年規則第6号)</p>	<p>対象者等を含め新市移行後速やかに制度を創設する。</p>

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係の取扱い)	関係項目	2 . 表彰謝意の取扱い(その 2)	
項 目	現 況		新市の取扱い	
	太田市	尾島町		新田町
(2)徳行者に関する事	<p><b>【徳行者表彰】</b></p> <p>(1) 目的 市民の模範とすべき功労者及び徳行者を表彰して、その功績を顕揚するとともに本市自治、産業、文化の振興並びに市民福祉の増進、民生の安定向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 ・個人又は団体で市の公共のために尽力し、その業績多大なもの ・隣人その他に対し、特に顕著な奉仕をなし、その徳行が他の模範となる者 ・100万円以上の金品を寄付した者</p> <p>(3) 表彰の方法 表彰状、記念品</p> <p>(4) 表彰の時期 毎年5月に定期的に行うほか、必要に応じ随時行うものとする。</p> <p>(5) 根拠法令 太田市功労者及び徳行者表彰規則 (昭和46年規則第13号)</p>	<p><b>【善行者表彰】</b></p> <p>(1) 目的 この規程は、公益上善行のあった者を表彰し、本町自治の振興と民生の向上の促進に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 ・個人又は団体で町の公共のために尽力してその業績多大なもの ・町の公益のため奇特の行為のあった者</p> <p>(3) 表彰の方法 表彰状、記念品</p> <p>(4) 表彰の時期 毎年1月に定期的に行うほか、必要に応じ随時行うものとする。</p> <p>(5) 根拠法令 尾島町善行者表彰規程 (昭和53年規程第5号)</p>	<p><b>【徳行者表彰】</b></p> <p>(1) 目的 町民の模範とすべき功労者及び徳行者を表彰して、その功績を顕揚するとともに本町自治、産業、文化の振興並びに町民福祉の増進、民生の安定向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象者 ・個人又は団体で町の公共のために尽力し、その業績多大なもの ・隣人その他に対し、特に顕著な奉仕をなし、その徳行が他の模範となる者</p> <p>(3) 表彰の方法 表彰状、記念品</p> <p>(4) 表彰の時期 毎年5月に定期的に行うほか、必要に応じ随時行うものとする。</p> <p>(5) 根拠法令 新田町功労者及び徳行者表彰規則 (昭和59年規則第6号)</p>	<p>対象者等を含め新市移行後速やかに制度を創設する。</p>



## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	3 . 名誉市町民の取扱い	
項 目	現 況		新市の取扱い	
	太田市	尾島町		新田町
名誉市町民に関する事	<p><b>【名誉市民】</b></p> <p>(1) 推挙 名誉市民は、市長が市議会の同意を得てこれを推挙する。</p> <p>(2) 功績の顕彰 名誉市民には、称号の贈与を証する推挙状にそえて名誉市民章を贈り、その事績を公表してこれを顕彰する。</p> <p>(3) 礼遇 ・市の公の式典に招待し、優遇すること ・年金又は一時金を贈ること 年 金 1,000,000 円 / 年 一時金 年金額を下まわらない額 ・死亡したときは、相当の礼をもって弔慰を表すること ・その他市長が必要と認める特典又は待遇を与えること</p> <p>(4) 名誉市民名 ・田島宗仁 たじま そうじ(故人) 小学校等校長、第 6 代～第 10 代市長、昭和 52 年 2 月名誉市民推挙 ・大隅貞男(俊平) おおすみ としひら 刀匠、長野県の刀匠宮入昭平(人間国宝)に師事し新作名刀展各賞受賞、重要無形文化財保持者(人間国宝)、昭和 63 年 5 月名誉市民推挙 ・飯塚成年(小 齋) いいづか しょうかんさい 竹工芸家、日展審査委員、重要無形文化財保持者(人間国宝)、昭和 63 年 5 月名誉市民推挙 ・小山五郎 こやま ごろう 三井銀行社長、会長、名誉会長 さくら銀行相談役名誉会長、勲一等瑞宝章受賞、平成 5 年 5 月名誉市民推挙</p> <p>(5) 根拠法令 太田市名誉市民条例(昭和 50 年条例第 34 号) 太田市名誉市民条例施行規則(昭和 51 年規則第 1 号)</p>	<p><b>【名誉町民】</b></p> <p>(1) 推挙 名誉町民は、町長が町議会の同意を得てこれを推挙する。</p> <p>(2) 功績の顕彰 名誉町民には、称号の贈与を証する推挙状にそえて名誉町民章を贈り、その事績を公表してこれを顕彰する。</p> <p>(3) 礼遇 ・町の公の式典に招待すること ・一時金を贈ること ・死亡したときは、相当の礼をもって弔慰を表すること ・その他町長が必要と認める特典又は待遇を与えること</p> <p>(4) 名誉町民名 ・中島知久平 なかじま ちくへい(故人) 航空機の研究とともに中島飛行機製作所を創設し、第二次世界大戦では「呑龍」「隼」を生産。鉄道大臣、軍需大臣、勲一等瑞宝章受賞、昭和 59 年 10 月名誉町民推挙</p> <p>(5) 根拠法令 尾島町名誉町民条例(昭和 59 年条例第 13 号) 尾島町名誉町民条例施行規則(昭和 59 年規則第 10 号)</p>	<p><b>【名誉町民】</b></p> <p>(1) 推挙 名誉町民は、町長が町議会の同意を得てこれを推挙する。</p> <p>(2) 功績の顕彰 名誉町民には、称号の贈与を証する推挙状にそえて名誉町民章を贈り、その事績を公表してこれを顕彰する。</p> <p>(3) 礼遇 ・その事績を永く伝えること ・町の公の式典に招待すること ・一時金を贈ること ・死亡したときは、相当の礼をもって弔慰を表すること ・その他町長が必要と認める特典又は待遇を与えること</p> <p>(4) 名誉町民名 ・荒牧榮吉 あらまき えいきち(故人) 綿打村長、新田町長、群馬県議会議員(6 期)、県議会議員、平成 2 年 5 月名誉町民推挙</p> <p>(5) 根拠法令 新田町名誉町民条例(平成元年条例第 26 号) 新田町名誉町民条例施行規則(平成元年規則第 22 号)</p>	<p>名誉市町民は新市において継続し、新たな推挙については礼遇等を含め新市において制度化する。</p>

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	25 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	4. 広報関係の取扱い(その1)		
項目	現		況		新市の取扱い
	太田市	尾島町	新田町		
(1) 広報紙に関する事	<p><b>【広報おおた】</b></p> <p>(1) 名称 広報おおた</p> <p>(2) 発行部数 59,000部</p> <p>(3) 総集編の発行 なし</p> <p>(4) 仕様 タブロイド版 リサイクルマット100/70k/白度80% 4~16頁(標準8頁)</p> <p>(5) 製作単価 4色刷 1.84円(税別)/頁 2色刷 1.40円(税別)/頁</p> <p>(6) 発行回数 毎月3回 (1日、10日、20日)</p> <p>(7) 配布方法 新聞折込配布(新聞購読世帯) 新聞販売店による宅配(新聞未購読世帯) 地区社会福祉協議会による宅配(新聞未購読の独居老人)</p> <p>(8) その他 ・声の広報 朗読奉仕会による ・点字広報 点訳ボランティアによる ・外国語版 民間による(資料提供)</p>	<p><b>【広報おじま】</b></p> <p>(1) 名称 広報おじま           広報おじま おしらせ版</p> <p>(2) 発行部数 5,000部</p> <p>(3) 総集編の発行 なし</p> <p>(4) 仕様 A4 再生つや消しコート/ 44.5k/古紙配合率30% 平均20頁(おしらせ版は平均4頁)</p> <p>(5) 製作単価 カラー版 2.38円(税別)/頁 単色版 2.00円(税別)/頁 おしらせ版単色 1.90円/頁</p> <p>(6) 発行回数 毎月1回(10日) おしらせ版 毎月2回 (10日、25日)</p> <p>(7) 配布方法 自治会による配布のほか、町内企業は郵送による</p> <p>(8) その他 ・声の広報 ボランティアによる ・点字広報 ボランティアによる</p>	<p><b>【広報新田】</b></p> <p>(1) 名称 広報 新田           広報 新田 おしらせ版</p> <p>(2) 発行部数 9,800部</p> <p>(3) 総集編の発行 なし</p> <p>(4) 仕様 A4 再生つや消しコート/ 44.5k おしらせ版 色上質紙/厚口 標準24頁(おしらせ版は標準8頁)</p> <p>(5) 製作単価 広報新田 71円(税込)/部 おしらせ版 25円(税込)/部</p> <p>(6) 発行回数 毎月1回(1日) おしらせ版 毎月1回(15日)</p> <p>(7) 配布方法 町民世帯：区長による 町内企業：宅配便による</p> <p>(8) その他 ・声の広報 ボランティアによる</p>	<p>エリアの拡大等に対応するため、太田市の例により原則として新聞折込みによる配布とする。その他については、新市において調整する。</p>	
(2) 行政情報番組に関する事	<p><b>【エフエム太郎放送番組】</b> <b>OTAシティインフォメーション</b></p> <p>(1) 放送時間 曜日：月曜日～金曜日 時間：午前9時～15分間 再放送 午後0時30分～15分間</p> <p>(2) 番組内容 職員が行政情報放送委員となり、市の施策やイベント情報の原稿作成を行うとともに、番組のパーソナリティーを務める。</p>	<p><b>【エフエム太郎放送番組】</b> <b>新田町からこんにちは</b></p> <p>(1) 放送時間 曜日：月曜日、水曜日、金曜日 時間：午後0時25分～5分間 再放送 午後5時55分～5分間</p> <p>(2) 番組内容 局のパーソナリティーによる町政情報の放送</p>	<p>コミュニティ放送については、放送の継続を前提とする。</p>		

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	25 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	4. 広報関係の取扱い(その2)	
項 目	現 況			新市の取扱い
	太田市	尾島町	新田町	
(2)行政情報番組に関する こと	<p><b>太田市からのお知らせ</b></p> <p>(1) 放送時間                      曜日：毎日                      時間：月曜日～金曜日                          午前7時55分～5分間                          午後6時55分～5分間                      土・日曜日                          午前10時～ 5分間                          午後6時～ 5分間</p> <p>(2) 番組内容                      太田市からのお知らせを放送</p> <p><b>OTAシティインフォメーション増刊号</b></p> <p>(1) 放送時間                      曜日：土曜日                      時間：午後1時～30分間</p> <p>(2) 番組内容                      OTAシティインフォメーション1週間分のエッセンスをまとめて放送</p> <p><b>行政情報ワイド HokuHokuSUNDAY</b></p> <p>(1) 放送時間                      曜日：日曜日                      時間：午後1時～30分間</p> <p>(2) 番組内容                      お笑い芸人の進行により、行政情報を放送する。</p>			

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	5 . 首長の資産公開等の取扱い	
項 目	現		況	新市の取扱い
	太田市	尾島町	新田町	
首長の資産公開等の取扱い	<p><b>【市長の資産公開】</b></p> <p>(1) 目的 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成 4 年法律第 100 号)第 7 条の規定に基づき、市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるとともに、市民の信頼の確保とより開かれた市政の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 公開対象資産 資産等 前年 1 2 月 3 1 日現在に所有する土地・建物・預金・有価証券、自動車、船舶、航空機及び美術工芸品、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金、借入金 所得等 前年分の所得金額等 関連会社等の報告 当年 4 月 1 日現在に報酬を得て会社その他の法人の役員等の職についている場合、その法人の名称・役職名</p> <p>(3) 報告書作成期限 毎年 4 月 3 0 日まで</p> <p>(4) 保存及び閲覧 ・ 5 年を経過する日まで保存 ・ 何人も閲覧することができる。</p>	<p><b>【町長の資産公開】</b></p> <p>(1) 目的 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成 4 年法律第 100 号)第 7 条の規定に基づき、町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるとともに、町民の信頼の確保とより開かれた町政の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 公開対象資産 資産等 前年 1 2 月 3 1 日現在に所有する土地・建物・預金・有価証券、自動車、船舶、航空機及び美術工芸品、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金、借入金 所得等 前年分の所得金額等 関連会社等の報告 当年 4 月 1 日現在に報酬を得て会社その他の法人の役員等の職についている場合、その法人の名称・役職名</p> <p>(3) 報告書作成期限 毎年 4 月 3 0 日まで</p> <p>(4) 保存及び閲覧 ・ 5 年を経過する日まで保存 ・ 町民のみ閲覧することができる。</p>	<p><b>【町長の資産公開】</b></p> <p>(1) 目的 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成 4 年法律第 100 号)第 7 条の規定に基づき、町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるとともに、町民の信頼の確保とより開かれた町政の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 公開対象資産 資産等 前年 1 2 月 3 1 日現在に所有する土地・建物・預金・有価証券、自動車、船舶、航空機及び美術工芸品、ゴルフ場の利用に関する権利、貸付金、借入金 所得等 前年分の所得金額等 関連会社等の報告 当年 4 月 1 日現在に報酬を得て会社その他の法人の役員等の職についている場合、その法人の名称・役職名</p> <p>(3) 報告書作成期限 毎年 4 月 3 0 日まで</p> <p>(4) 保存及び閲覧 ・ 5 年を経過する日まで保存 ・ 何人も閲覧することができる。</p>	<p>首長の資産公開については、現行のとおりとし、閲覧については制限を設けないものとする。</p>

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	6 . 指定金融機関の取扱い		
項 目	現		況	新市の取扱い	
	太田市	尾島町	新田町		
指定金融機関の取扱い	<p>(1) 金融機関 株式会社 群馬銀行</p> <p>(2) 契約年月日 昭和39年4月1日</p> <p>(3) 取扱事務 現金の出納及び保管に係る出納事務は、正確かつ効率的な運営と安全を図ることが求められているため、議会の議決を経て、現金の取り扱いに熟達している一の金融機関を指定して、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる。</p> <p>(4) 指定代理金融機関 なし</p> <p>(5) 収納代理金融機関 収納代理金融機関 埼玉りそな銀行、りそな銀行、三井住友銀行、足利銀行、東和銀行、栃木銀行、桐生信用金庫、伊勢崎太田信用金庫、足利信用金庫、あかぎ信用組合、東群馬信用組合、中央労働金庫、太田市農協 郵便官署の指定 太田郵便局</p>	<p>(1) 金融機関 株式会社 群馬銀行</p> <p>(2) 契約年月日 昭和42年4月1日</p> <p>(3) 取扱事務 現金の出納及び保管に係る出納事務は、正確かつ効率的な運営と安全を図ることが求められているため、議会の議決を経て、現金の取り扱いに熟達している一の金融機関を指定して、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる。</p> <p>(4) 指定代理金融機関 なし</p> <p>(5) 収納代理金融機関 収納代理金融機関 伊勢崎太田信用金庫、東群馬信用組合、中央労働金庫、新田郡農協 郵便官署の指定 尾島郵便局</p>		<p>(1) 金融機関 株式会社 群馬銀行</p> <p>(2) 契約年月日 昭和44年7月10日</p> <p>(3) 取扱事務 現金の出納及び保管に係る出納事務は、正確かつ効率的な運営と安全を図ることが求められているため、議会の議決を経て、現金の取り扱いに熟達している一の金融機関を指定して、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる。</p> <p>(4) 指定代理金融機関 なし</p> <p>(5) 収納代理金融機関 収納代理金融機関 三井住友銀行太田支店、足利銀行太田支店・伊勢崎支店、東和銀行太田支店・太田西支店・伊勢崎支店、桐生信用金庫新田支店、伊勢崎太田信用金庫新田支店、東群馬信用組合新田支店・藪塚支店、中央労働金庫太田支店、新田郡農協、あかぎ信用組合新田町支店 郵便官署の指定 木崎郵便局</p>	<p>指定金融機関については現行のとおりとする。</p> <p>その他、1市2町が指定している全ての金融機関を収納代理金融機関として指定する。</p> <p>ただし、収納代理郵便管署は本庁舎所在地局の郵便局を加入者払出局及び払込局で認可を受ける。</p>

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	7 . 広域行政の取扱い(その 1)	
項 目	現		況	
	太田市	尾島町	新田町	新市の取扱い
広域行政の取扱い	<p><b>【両毛地域東武鉄道沿線開発推進協議会】</b>                      構成団体                      東武鉄道(株)、桐生市、太田市、館林市、佐野市、足利市                      事業概要                      ・ 総会                      ・ プロジェクトチーム会議                      ・ 両毛地域東武鉄道沿線開発構想の具現化方策に関する事業計画書作成(ローリング)                      負担金                      各 8 万円</p> <p><b>【東武電車両毛線乗入促進協議会】</b>                      構成団体                      前橋市、伊勢崎市、太田市、館林市、尾島町、新田町外 1 3 町村                      事業概要                      ・ 関係機関に対する乗り入れ促進運動                      ・ 東武鉄道の J R 線乗り入れ促進                      ・ 東武鉄道と J R 線の乗り継ぎ利便性の向上を要望                      ・ 総会、役員会、幹事会の開催                      分担金                      前橋市 27,600 円、伊勢崎市 18,000 円、太田市 19,200 円、館林市 15,200 円</p> <p><b>【利根川新橋整備推進協議会】</b>                      構成団体                      足利市、太田市、館林市、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、熊谷市、行田市、深谷市、大里町、江南町、妻沼町、川本町、南河原村</p>	<p><b>【東武電車両毛線乗入促進協議会】</b>                      構成団体                      前橋市、伊勢崎市、太田市、館林市、尾島町、新田町外 1 3 町村                      事業概要                      ・ 関係機関に対する乗り入れ促進運動                      ・ 東武鉄道の J R 線乗り入れ促進                      ・ 東武鉄道と J R 線の乗り継ぎ利便性の向上を要望                      ・ 総会、役員会、幹事会の開催                      分担金                      前橋市 27,600 円、伊勢崎市 18,000 円、太田市 19,200 円、館林市 15,200 円</p>	<p><b>【東武電車両毛線乗入促進協議会】</b>                      構成団体                      前橋市、伊勢崎市、太田市、館林市、尾島町、新田町外 1 3 町村                      事業概要                      ・ 関係機関に対する乗り入れ促進運動                      ・ 東武鉄道の J R 線乗り入れ促進                      ・ 東武鉄道と J R 線の乗り継ぎ利便性の向上を要望                      ・ 総会、役員会、幹事会の開催                      分担金                      前橋市 27,600 円、伊勢崎市 18,000 円、太田市 19,200 円、館林市 15,200 円</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ</p>

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	7 . 広域行政の取扱い(その2)	
項 目	現 況		新市の取扱い	
	太田市	尾島町		新田町
広域行政の取扱い	<p>事業概要 埼玉県（妻沼町等）と群馬県（千代田町等）を結ぶ利根川新橋の早期建設並びに（仮称）熊谷妻沼南北線の整備を促進するための研究要望、連絡調整 負担金 構成市町村各3万円</p> <p><b>【両毛広域都市圏総合整備推進協議会】</b> 構成団体 栃木県、群馬県、足利市、佐野市、田沼町、葛生町、桐生市、太田市、館林市、（勢）東村、黒保根村、新里村、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 事業概要 両毛広域都市圏整備研究会、両毛交流イベント研究会、IT研究会、両毛情報・広報研究会、両毛交流ウォーキング実行委員会の実施 負担金 県：各200万円、市：各40万円、大泉町：14万円、他町村：各7万円</p> <p><b>【太田地区都市開発推進協議会】</b> 構成団体 太田市・大泉町・尾島町・新田町 事業概要 ・首都圏整備事業及び都市計画事業の推進、調整 ・調査研究 負担金 均等割、人口割、市街化区域面積割で調整</p>	<p><b>【両毛広域都市圏総合整備推進協議会】</b> 構成団体 栃木県、群馬県、足利市、佐野市、田沼町、葛生町、桐生市、太田市、館林市、（勢）東村、黒保根村、新里村、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 事業概要 両毛広域都市圏整備研究会、両毛交流イベント研究会、IT研究会、両毛情報・広報研究会、両毛交流ウォーキング実行委員会の実施 負担金 県：各200万円、市：各40万円、大泉町：14万円、他町村：各7万円</p> <p><b>【太田地区都市開発推進協議会】</b> 構成団体 太田市・大泉町・尾島町・新田町 事業概要 ・首都圏整備事業及び都市計画事業の推進、調整 ・調査研究 負担金 均等割、人口割、市街化区域面積割で調整</p>	<p><b>【両毛広域都市圏総合整備推進協議会】</b> 構成団体 栃木県、群馬県、足利市、佐野市、田沼町、葛生町、桐生市、太田市、館林市、（勢）東村、黒保根村、新里村、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 事業概要 両毛広域都市圏整備研究会、両毛交流イベント研究会、IT研究会、両毛情報・広報研究会、両毛交流ウォーキング実行委員会の実施 負担金 県：各200万円、市：各40万円、大泉町：14万円、他町村：各7万円</p> <p><b>【太田地区都市開発推進協議会】</b> 構成団体 太田市・大泉町・尾島町・新田町 事業概要 ・首都圏整備事業及び都市計画事業の推進、調整 ・調査研究 負担金 均等割、人口割、市街化区域面積割で調整</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>廃止の方向で検討する</p>

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	25 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	7. 広域行政の取扱い(その3)		
項 目	現		況		新市の取扱い
	太田市	尾島町	新田町		
広域行政の取扱い	<p><b>【群馬県東毛地方拠点都市地域整備推進協議会】</b>                      構成市町村                      桐生市、太田市、館林市、新里村、黒保根村、(勢)東村、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町                      事業概要                      ・基本計画の策定                      ・地方拠点都市地域整備事業の推進                      ・調査、研究、連絡調整                      負担金                      構成市各10万円、構成町村各5万円</p>	<p><b>【群馬県東毛地方拠点都市地域整備推進協議会】</b>                      構成市町村                      桐生市、太田市、館林市、新里村、黒保根村、(勢)東村、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町                      事業概要                      ・基本計画の策定                      ・地方拠点都市地域整備事業の推進                      ・調査、研究、連絡調整                      負担金                      構成市各10万円、構成町村各5万円</p>	<p><b>【群馬県東毛地方拠点都市地域整備推進協議会】</b>                      構成市町村                      桐生市、太田市、館林市、新里村、黒保根村、(勢)東村、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町                      事業概要                      ・基本計画の策定                      ・地方拠点都市地域整備事業の推進                      ・調査、研究、連絡調整                      負担金                      構成市各10万円、構成町村各5万円</p>	現行のまま新市に引き継ぐ	
	<p><b>【埼群軌道新線建設促進期成同盟会】</b>                      構成市町                      熊谷市、妻沼町、桐生市、太田市、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、千代田町、大泉町、邑楽町                      事業概要                      ・総会及び幹事会の開催                      ・陳情等・調査研究・連絡調整                      負担金                      構成市各5万円                      構成町各2万5千円</p>	<p><b>【埼群軌道新線建設促進期成同盟会】</b>                      構成市町                      熊谷市、妻沼町、桐生市、太田市、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、千代田町、大泉町、邑楽町                      事業概要                      ・総会及び幹事会の開催                      ・陳情等・調査研究・連絡調整                      負担金                      構成市各5万円                      構成町各2万5千円</p>	<p><b>【埼群軌道新線建設促進期成同盟会】</b>                      構成市町                      熊谷市、妻沼町、桐生市、太田市、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、千代田町、大泉町、邑楽町                      事業概要                      ・総会及び幹事会の開催                      ・陳情等・調査研究・連絡調整                      負担金                      構成市各5万円                      構成町各2万5千円</p>	現行のまま新市に引き継ぐ	
	<p><b>【東武鉄道複線化促進期成同盟会】</b>                      構成市町                      桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、境町、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、大泉町、邑楽町、千代田町、明和町、足利市、佐野市、田沼町、葛生町</p>	<p><b>【東武鉄道複線化促進期成同盟会】</b>                      構成市町                      桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、境町、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、大泉町、邑楽町、千代田町、明和町、足利市、佐野市、田沼町、葛生町</p>	<p><b>【東武鉄道複線化促進期成同盟会】</b>                      構成市町                      桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、境町、尾島町、新田町、藪塚本町、笠懸町、大間々町、板倉町、大泉町、邑楽町、千代田町、明和町、足利市、佐野市、田沼町、葛生町</p>	現行のまま新市に引き継ぐ	



## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)	関係項目	7 . 広域行政の取扱い(その4)	
項 目	現 況		新市の取扱い	
	太田市	尾島町		新田町
広域行政の取扱い	<p><b>事業概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会・幹事会の開催</li> <li>・東武鉄道複線化促進のための関係方面への要望活動、調査・研究・連絡調整</li> <li>・東武鉄道利用者数向上策の推進と東武鉄道複線化のための支援</li> </ul> <p>負担金 6市 各4万円 13町 各2万円</p> <p><b>【群馬県地域づくり協議会】</b> 構成市町村 県内69市町村</p> <p><b>事業概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりに関する調査・研究</li> <li>・地域づくりに関する講演会、研修会の開催</li> <li>・地域づくりに関する情報提供</li> <li>・構成団体相互の情報交換・交流</li> </ul> <p>負担金 県692千円、市20千円、町村8千円</p> <p><b>【首都圏都市開発区域関係都市協議会】</b> 構成市町 茨城県10市、栃木県 8市 群馬県6市(太田市含む) 埼玉県4市、山梨県1市 計 29市</p> <p><b>事業概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国会、政府その他関係機関に対する意見又は要望事項</li> <li>・会則の改廃に関する事項</li> </ul> <p>負担金 各市50千円</p>	<p><b>事業概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会・幹事会の開催</li> <li>・東武鉄道複線化促進のための関係方面への要望活動、調査・研究・連絡調整</li> <li>・東武鉄道利用者数向上策の推進と東武鉄道複線化のための支援</li> </ul> <p>負担金 6市 各4万円 13町 各2万円</p> <p><b>【群馬県地域づくり協議会】</b> 構成市町村 県内69市町村</p> <p><b>事業概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりに関する調査・研究</li> <li>・地域づくりに関する講演会、研修会の開催</li> <li>・地域づくりに関する情報提供</li> <li>・構成団体相互の情報交換・交流</li> </ul> <p>負担金 県692千円、市20千円、町村8千円</p>	<p><b>事業概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会・幹事会の開催</li> <li>・東武鉄道複線化促進のための関係方面への要望活動、調査・研究・連絡調整</li> <li>・東武鉄道利用者数向上策の推進と東武鉄道複線化のための支援</li> </ul> <p>負担金 6市 各4万円 13町 各2万円</p> <p><b>【群馬県地域づくり協議会】</b> 構成市町村 県内69市町村</p> <p><b>事業概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりに関する調査・研究</li> <li>・地域づくりに関する講演会、研修会の開催</li> <li>・地域づくりに関する情報提供</li> <li>・構成団体相互の情報交換・交流</li> </ul> <p>負担金 県692千円、市20千円、町村8千円</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ</p>

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	25 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)		関係項目	7. 広域行政の取扱い(その5)	
項目	現			況	
	太田市	尾島町		新田町	
広域行政の取扱い		<p><b>【東武伊勢崎線特急伊勢崎駅乗り入れ促進協議会】</b>                      構成市町                      伊勢崎市、赤堀町、(佐波)東村、境町、玉村町、尾島町、新田町                      事業概要                      ・東京浅草時代まつりツアー実施協力                      ・東武に対する要望活動                      ・乗車啓発活動                      負担割合                      伊勢崎市15万円、その他1万円</p>		<p><b>【東武伊勢崎線特急伊勢崎駅乗り入れ促進協議会】</b>                      構成市町                      伊勢崎市、赤堀町、(佐波)東村、境町、玉村町、尾島町、新田町                      事業概要                      ・東京浅草時代まつりツアー実施協力                      ・東武に対する要望活動                      ・乗車啓発活動                      負担割合                      伊勢崎市15万円、その他1万円</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ</p>

## 議案第 1 2 号

協議項目 2 5 「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、  
議会・選挙管理・監査・公平・固定資産評価審査委員会部会の所管  
する事務事業について

協議項目 2 5 「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、議会・選挙  
管理・監査・公平・固定資産評価審査委員会部会の所管する事務事業について、  
次のとおり定める。

平成 1 6 年 1 月 3 0 日提出

太田市・尾島町・新田町合併協議会  
会 長 清 水 聖 義

### 選挙関係事業の取扱い

選挙関係事業の取扱いについては、東毛地域合併協議会で提案した新市の  
取扱いと変更はありません。

新市移行後、投票区の面積及び投票区の登録者数が増減した場合、適正規  
模に調整を図る。投票区域については、当面現行のまま継続する。

## 太田市・尾島町・新田町合併協議会の調整内容

専門部会 議会・選挙管理・監査・公平・固定資産評価審査委員会専門部会

協議項目	2 5 各種事務事業の取扱いに関する事(企画総務関係)		関係項目	選挙関係事業の取扱い	
項 目	現		況		新市の取扱い
	太田市	尾島町	新田町		
選挙関係事業の取扱い	(1) 公営ポスター掲示場数 337 (2) 投票所数 48 (3) 選挙管理者の選任方法 投票管理者 課長相当職 開票管理者 課長相当職 (4) 投票立会人数 96 (5) 開票開始時刻 20:50 (6) 開票場所 九合小学校、城西小学校	(1) 公営ポスター掲示場数 37 (2) 投票所数 5 (3) 選挙管理者の選任方法 投票管理者 課長相当職 開票管理者 委員長 (4) 投票立会人数 15 (5) 開票開始時刻 21:00 (6) 開票場所 生涯学習センター	(1) 公営ポスター掲示場数 70 (2) 投票所数 9 (3) 選挙管理者の選任方法 投票管理者 課長相当職 開票管理者 委員長 (4) 投票立会人数 27 (5) 開票開始時刻 21:00 (6) 開票場所 総合体育館	新市移行後、投票区の面積及び投票区の登録者数が増減した場合、適正規模に調整を図る。投票区域については、当面現行のまま継続する。	